

タックス・フラッシュ

2009年 第4号

2009年 4月20日

< 本号の項目 >

- ・ 付加価値税 (VAT) 還付の税務調査に税務リスク・プロフィール制を導入 法律により国税総局は VAT 還付を請求後 12 カ月以内に終了すればよいのですが、国税総局は運用上、その還付を 8 カ月以内に完了することを確約しています。また、税務リスクが、「非常に低い」(と評価された) 会社なら、3 カ月で VAT 還付を受けることができます。それゆえ、貴社のリスク・プロフィール (訳注; 税務での税務署からみた会社の評価) を知ることは不可欠ですし、「非常に低い」リスク・プロフィールをどのように達成できるかを知ることがもっと重要になります。

付加価値税 (VAT) 還付請求における税務リスク・プロフィールの重要性

納税者が VAT 還付請求申請をする場合、法律により税務署はその申請日から 12 カ月以内に還付支払についての決定をしなければなりません。2008 年 12 月までは、物品の輸出に従事する会社、国営会社または PSC 会社 (これらの会社は税法上で「VAT 徴収役」として分類されていた) への供給会社は 2 カ月から 4 カ月で VAT 還付を受けることを許されていました。しかし、それらの特権は今後は適用されなくなりました。

しかしながら、今回、税務リスク・プロフィールが非常に低い会社に適用される新しいルールが導入されました。現在、そのような会社は、一定の条件を満たす場合に、3 カ月以内に VAT 還付を受けることができます。その他の会社は、会社の税務リスク・プロフィールに基づき VAT 還付を受けるまで 4 カ月から 8 カ月待たなければなりません。

従って、貴社の税務リスク・プロフィールを知ることが重要ですが、いっそう低い税務リスク・プロフィールを達成するために何をすることができるかを知ることが重要となっています。

2 月初めに発行された税務規則第 16 号 (NO.16 /PJ/2009) では、税務署は会社の税務リスク・プロフィールを 4 分類 (税務リスクが「非常に低い」、「低い」、「中ほど」、「高い」) のうちの 1 つに分類するとしています。以下の条件を満たす場合には、税務リスク・プロフィールが「非常に低い」に分類されます。

- 会社が、架空の税務インボイスの使用者、発行者として知られていないこと
- VAT 申告書上で要求される還付には、3 カ月以上前の繰越インプット（仮払）VAT を含んでいないこと
- 以下の条件のうちの 1 つを満たしていること
 - ・ 少なくとも、現在監査中の年度を含む過去 3 年間の会社の財務諸表の 1 つが公認会計士監査を受けていること
 - ・ 会社が、自社の製造設備を使って年間出荷額の少なくとも 75%を生産する輸出者であると同時に、税務署が過去 2 年間の法人税申告書のうち少なくとも 1 年間で対象とする税務調査を実施していること
 - ・ 会社が国有会社であること（中央政府もしくは地方政府がその会社の株主の過半数をしめなければならない）

規則ではリスク・レーティングがどのように通知されるかは明確に記載されていません。しかしながら、リスク・レーティングは規則に規定されるガイドラインに基づいて税務署によって決定され、納税者の自己査定に基づくものではありません。

会社が税務リスク・プロフィールで「非常に低い」と評価されない場合は、その税務リスク・プロフィールは、定性的及び定量的リスク分析を含む分析ツールを使って決定されます。このツールは税務規則第 16 号の付表として添付されているので、納税者は自社のリスク・プロフィールを自己査定するためにこれを使うことができます。

貴社の税務リスク・プロフィールを知ることは重要です。それは、貴社が、いつ正当に VAT 還付を受けられるかを予測できるようにするだけでなく、また税務署に対する還付請求手続きを管理することに役立ちます。ですから、税務規則第 16 号に基づき税務署がその還付を決定する還付期限が近づいているかどうかを監視できます。

税務署が、その分析ツールを使って作成されるリスク・レーティングから会社の税務リスク・プロフィールを変更できる裁量権をもつことが 1 つの落とし穴として考えられます。とはいえ、税務署は、そのツールから出てきたリスク・プロフィールを変更する場合に納税者に知らせる義務があり、それゆえ、納税者は税務署がそのような変更を行った理由に対して反論できると私どもは考えます。

最後に 1 つご注意ですが、VAT 還付請求は、当然ながら、自動的に VAT 税務調査の引き金となります。還付請求する場合には、貴社が還付請求したときに税務署に関連するすべての書類を差し出す必要があります。貴社が、VAT 還付請求をした日から 1 カ月以内に正しい書類を提出できなかった場合は、税務署が書類の不備を理由に還付請求を却下してくる危険があります。それゆえ、還付請求をする前に、すべての書類がきちんと揃っていることを確認する必要があります。

ご質問等の連絡先、下記の PWC の各専門家へご連絡ください。

アリ・マルディ ali.mardi@id.pwc.com	ティム・ワトソン tim.watson@id.pwc.com
アンソニー・アンダーソン anthony.j.anderson@id.pwc.com	アリ・ウィドド ali.widodo@id.pwc.com
アントン・マニック anton.manik@id.pwc.com	アイ・ティン・ファン ay.tjhing.phan@id.pwc.com
エンゲリン・シアギアン engeline.siagian@id.pwc.com	ヘル・スプリヤント heru.supriyanto@id.pwc.com
リリー・チタデウィ lili.tjitadewi@id.pwc.com	ポール・ラマン paul.raman@id.pwc.com
マギー・マーガレット margie.margaret@id.pwc.com	ジム・マクミラン im.f.macmillan@id.pwc.com
ヌルヤディ・ムルシヨディワルノ nuryadi.mulyodiwarno@id.pwc.com	レイ・ヒエディフン ray.headifen@id.pwc.com
ロベルトス・ウィナルト robertus.winarto@id.pwc.com	ヘンドラ・リー hendra.lie@id.pwc.com

また、上記以外にも、ジャパンドスクの北村浩太郎 hirotaro.kitamura@id.pwc.com、もしくは割石俊介 shunsuke.wariishi@id.pwc.com まで、ご質問等、ご遠慮なくご連絡ください。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/ プライスウォーターハウスクーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers,

Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6

Jakarta 12920, INDONESIA,

Telephone. +62 21 521 2901,

Fax. +62 21 52905555,

お断り、

この日本語訳は、ジャパンドスクが作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。(英語の原文は、www.pwc.com/id から入手できます。)

また、作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。実務上、個々に記載している問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、税務専門家の適切なアドバイスを入手する必要があります。